

明石市景観計画の策定等について

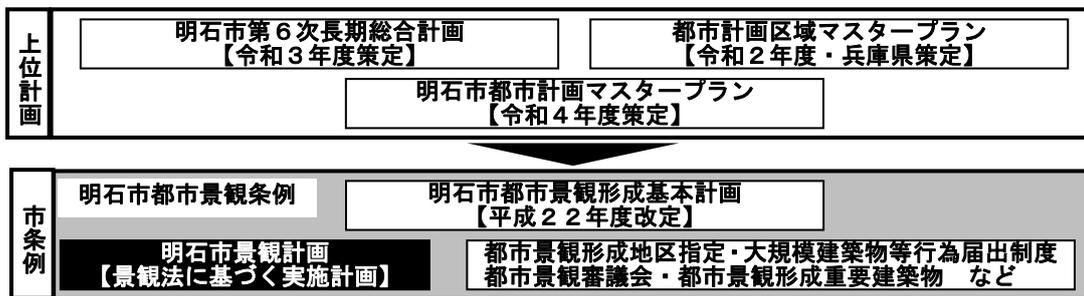
1 計画策定の経緯

本市においては、平成4年に自主条例である「明石市都市景観条例」を制定し、「都市景観形成地区の指定」や「大規模建築物等行為届出制度」等による景観誘導に取り組んできました。

一方で、景観施策のさらなる推進には、自主条例に基づく指導のみでは限界があり、より拘束力のある是正措置が求められています。

そこで、この度、上位計画にあたる「明石市第6次長期総合計画」や「明石市都市計画マスタープラン」などの改定状況を踏まえて、市域の良好な景観の形成に関する「実施計画」として、景観法（以下「法」という。）第8条に規定する「景観計画」を新しく策定するものです。

【計画の位置づけ】



2 計画の概要

(1) 内容

法に基づき、必ず定めなければならない事項として「景観計画の区域」「行為の制限に関する事項」「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」があります。

「行為の制限に関する事項」においては、届出を要する対象行為や景観形成基準（形態意匠、高さ、壁面位置、敷地面積等の制限）を定めることで法に基づく規制を行うことができます。

また、必要に応じて「良好な景観の形成に関する方針」等を定めることができます。

(2) 期待される効果

明石らしい景観形成に向けて基準を明確にすることで、地域等の特徴に合わせた景観誘導や法に基づく規制による周辺環境に調和したまちなみの創出、さらには市民・事業者への景観に対するより一層の意識啓発が期待されます。

3 関連計画の見直し

条例に基づき策定された、景観に関する基本理念や目標を定めた「明石市都市景観形成基本計画」（以下「基本計画」という。）については、平成22年に改定されましたが、約14年が経過しており、その間にも明石駅前の開発や山陽電鉄の連続立体交差事業、大久保駅周辺の民間開発、公園の整備などにより、特に駅周辺での市街地景観が大きく変化しています。

よって、法に基づく「景観計画」の策定にあわせて、景観の変化に対応した「基本計画」の改定（時点修正）についても検討を行うこととします。

4 今後の進め方について

「海のまち」としての海岸線の景観や「時のまち」としての歴史的景観など、明石特有の景観資源に着目しながら、景観に関する市民の意識調査を進め、計画の策定および現行条例の改正について取り組んでまいります。

令和6年度：市民意識調査／景観計画（素案）の作成／基本計画（素案）の作成

令和7年度：景観計画の策定／基本計画の改定／条例の改正提案